

さいたま市難病対策地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第32条1項の規定に基づき設置する、さいたま市難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 さいたま市における難病の患者及び家族への支援体制に関する課題について、関係機関等及び市が情報を共有し、難病対策の円滑な推進に向けて関係機関等の連携の緊密化と支援体制の充実を図ることを目的として、協議会を設置する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について情報を共有し協議を行うものとする。

- (1) 市全体における難病の患者に関わる支援体制に関する情報や課題の収集及び地域への提供に関すること。
- (2) 関係機関の緊密な連携の促進に関すること。
- (3) 難病対策の在り方及び体制整備に関すること。
- (4) その他の難病対策の推進に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

- 2 委員は、関係機関、関係団体、難病の患者・家族及び難病の患者に対する医療等の関係者により構成するものとし、庶務を処理する保健衛生局長が選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第23条の規定に基づき、公開とする。ただし、会長は、当該会議が情報公開条例第23条第2号又は第3号の規定に該当し、又は該当するおそれがあると判断し、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(守秘義務)

第10条 委員および第8条の関係者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、保健衛生局において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。